二　第十三条第四号又は第六号から第八号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から一年を経過しない者
三　申請前一年以内に船舶管理業に関し不正な行為をした者
四　法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者
五　船舶管理業務の適正な運営を確保するための必要な体制が整備されていると認められない者
2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。
（標識の掲示）
**第七条**　登録船舶管理事業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げるものとする。
2　第三条第一項の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類する標識を掲げてはならない。
（遵守事項）
**第八条**　登録船舶管理事業者は、船舶管理業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一　船舶管理規程の継続的な見直しを行うこと。
二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の遵守のための留意事項の周知徹底を行うこと。
三　緊急事態に対処するための措置に関する要領を策定し、必要な訓練を実施すること。
四　事故に関する解析を行うこと。
五　船舶管理責任者を通じて、定期的に内部監査を実施すること。
六　船舶管理責任者を通じて、管理する船舶毎に船員の職務及び役職並びに責任の明確化を図ること。
七　船舶管理責任者を通じて、陸上要員（事業所において船舶管理に従事する者をいう。）を含む船員の雇用、教育及び配置を適正に行うこと。
八　第一種登録船舶管理事業者にあっては、安全管理及び運航管理に係る業務について、内航海運業者との連携の確保に努めること。
九　第一種登録船舶管理事業者にあっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の遵守のための留意事項の周知徹底を図ること。
十　第一種登録船舶管理事業者にあっては、荷役作業の手順及び安全確保に関する要領を策定し、船員に周知を行うこと。
（業務及び財産の分別管理等の状況の報告）
**第九条**　登録船舶管理事業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その業務及び財産の分別管理等の状況を国土交通大臣に報告するものとする。
（変更の届出）
**第十条**　登録船舶管理事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
2　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録船舶管理事業者登録簿に登録するものとする。
（廃業等の届出）
**第十一条**　登録船舶管理事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
一　登録船舶管理事業者である個人が死亡した場合　相続人
二　登録船舶管理事業者である法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者
三　破産手続開始の決定を受けた場合　破産管財人
四　登録船舶管理事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　清算人
（業務改善に関する勧告等）
**第十二条**　国土交通大臣は、登録船舶管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録船舶管理事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
一　この規程に違反したとき。
二　業務に関し内航海運業者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。
三　業務に関し公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。
四　業務に関し他の法令に違反し、登録船舶管理事業者として不適当であると認められるとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
2　国土交通大臣は、船舶管理業の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録船舶管理事業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
3　国土交通大臣は、第一項の規定による指導、助言又は勧告をした場合には、その旨を公表することができる。
（登録の抹消等）
**第十三条**　国土交通大臣は、登録船舶管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。
一　第十一条の規定による届出があったとき。
二　前号の届出がなくて第十一条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
三　登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
四　不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
五　第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
六　正当な理由がなくて第九条の規定による報告又は第十条第一項の規定による届出を怠ったとき。
七　第九条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。
八　前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による勧告に従わなかったとき。
九　登録船舶管理事業者から、登録の抹消の申請があった場合において、その申請を相当と認めるとき。
2　第六条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。
（所在不明者等の登録の抹消）
**第十四条**　国土交通大臣は、その登録を受けた登録船舶管理事業者の事業所の所在地又は当該登録船舶管理事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、その事実を公表し、その公表の日から三十日を経過しても当該登録船舶管理事業者から申出がないときは、当該登録船舶管理事業者の登録を抹消することができる。
（登録の抹消の公表）
**第十五条**　国土交通大臣は、登録船舶管理事業者が第十三条第一項第四号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登録を抹消したときは、その旨を公表するものとする。
（登録簿等の閲覧）
**第十六条**　国土交通大臣は、第五条の登録船舶管理事業者登録簿並びに第九条及び次条第二項の報告に係る書面又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。
（評価）
**第十七条**　登録船舶管理事業者は、その行う船舶管理に係る業務の質について、登録の有効期間の満了する日の三月前の日から当該満了する日の前日までの間に、自ら評価を行うとともに、第三者による評価を受けなければならない。
2　前項の評価の結果は、第三条第三項の登録の更新時に、国土交通大臣に報告することとする。